

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県衛生関係試験委員設置条例	公 布 日	昭和42年12月26日
条 例 番 号	昭和42年三重県条例第45号	直 近 改 正 日	平成21年12月25日
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2294
条例の概要	衛生関係の試験に関し、知事の諮問に応じ調査審議し、その結果を報告し、意見を建議する試験委員の設置について必要な事項を定めるものとする。 (三重県クリーニング師試験委員 / 三重県歯科技工士国家試験委員)	条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	当委員の設置は、法に規定される試験事務の執行に不可欠であり、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	法に定める試験事務の執行に関する事項であることから、今後も公的関与は不可欠である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	附則2において定める国家試験委員は、今後も試験実施が見込まれない
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方自治法第183条の4第3項の規定に基づき条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	現状においても法との不整合は生じていない
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	実務上との食い違いはない
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	附則2における国家試験委員は、今後も試験実施が見込まれないことから削除しても支障は認められない
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	特定の者のためにする事務であり、経費は手数料によって賄われるため、効果及びコストの配分は適正と考えられる。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	試験実施に係る試験委員の設置であり、効果は一部県民に限られコストは受験手数料により賄われる。効果が一部県民に限られるが、公衆衛生の保持という公益のため問題ないと考えられる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	試験実施に係る試験委員の設置であり、効果は一部県民に限られコスト負担も限定されるが、受益者負担の観点から問題ないと考えられる。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
見直し結果・点検	改正を検討する。	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		附則2に定める国家試験委員は、今後も試験実施が見込まれないことから、附則条文の削除を検討する。			無